

# ご存じですか？屋外広告物のルール

## 屋外広告物とは？

屋外広告物とは、①常時又は一定の期間継続して表示されるもの②屋外で表示されるもの③公衆に表示されるもの④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものという要件をすべて満たしているものをいいます。

みなさんが、普段目にしていないポスターや看板、のぼり旗などで屋外に表示されているものです。また、「広告物」という響きから「宣伝などの看板」をイメージすると思いますが、一定の期間継続して表示されるものであれば、営利的な営業広告だけでなく非営利的なものも屋外広告物となります。

## 何かルールがあるの？

広告板のネオンサインなどは、私たちにさまざまな情報を与えてくれ、街に活気を与えるものです。しかし、広告物が無秩序に表示されると、街並みや自然景観を損ねてしまいます。また、管理がおろそかになると広告物の落下などによる事故が起こる可能性もあります。このような事を防ぐために屋外広告物法や沖縄県屋外広告物条例などで必要なルールが決められています。

ルールを守って、美しく安全な沖縄の街並みをつくりましょう♪

## どんなルールがあるの？

### ○ 広告物の設置には許可が必要です！

安全な広告物の設置と景観を守るために、屋外広告物の設置をするときは、原則県知事への許可申請が必要です。広告物を依頼するときには、広告業者の方へしっかりと確認しましょう！

### ○ 屋外広告業を営むには、県知事への登録を受ける必要があります！

登録受付は、各土木事務所にて随時行っています。登録を受けずに広告業を営んだ者には50万円以下の罰金に処される場合があります。

### ○ 広告物の設置が禁止されている地域があります！

良好な景観を維持する必要性の高い地域として、指定されている地域は基本的に広告物の掲示は禁止されています。

例：国道、県道、史跡、名勝、緑を保全する地域、住宅街、風致地区、河川、ダム、空港、港湾など

## ○ 広告物を設置してはいけない物件があります！

橋りょう、信号機、街路樹、道路標識、電話ボックス、電柱などの物件に広告物を表示することは禁止されています。

## ○ 自己敷地内の広告物も条例の対象です！

個人の敷地内であっても、景観上は重要な公共の空間です。建物などと同様に屋外広告物もまちづくりの大きな要素となっているので、一定の基準を超えるものは条例の規制を受けます。

※特例として、自分の店舗などに店名やその営業内容を示す場合は「自家用広告物」という区分になり、表示面積が10㎡以内（禁止地域では5㎡以内）のものについては許可不要で設置することができます。

## ○ この他にもルールがあります！

掲示場所や看板の種類によって表示面積などが条例で細かく定められています。広告物を掲示する際には、お近くの土木事務所までご相談ください。

広告物によっては、建築基準法や道路管理者の許可等が必要な場合があります。

条例に違反して屋外広告物を設置した人は、50万円以下の罰金に処される場合があります。



### ※屋外広告物に関するお問い合わせ先

屋外広告物の相談、許可申請先は最寄りの土木事務所へ

北部土木事務所 維持管理班 TEL：0980-53-1787

中部土木事務所 維持管理班 TEL：098-894-6512

南部土木事務所 維持管理班 TEL：098-867-2941

宮古土木事務所 維持管理班 TEL：0980-72-2769

八重山土木事務所 維持管理班 TEL：0980-82-2942

沖縄県土木建築部 都市計画・モノレール課 景観形成班

TEL：098-866-2408

## 9月10日は屋外広告の日です

第40回「屋外広告の日」標語「夢・ロマン 感じる街に いいサイン」

ルールを守って美しいまちなみを！